

日 時：令和5年7月12日（水）14：40～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、吉屋参事官、
香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大島委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第248回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。議題1と議題2については、監督関係者以外の方は御退席願います。

（監視・監督関係者以外退室）

議題1「トヨタ自動車株式会社による個人データの漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について一部非公表）

○石田参事官 それでは、御説明させていただきます。

トヨタ自動車による個人データの漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応につきまして、御説明いたします。資料に沿って御説明させていただきます。

事案の概要です。本件は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ社」という。）がトヨタコネクティッド株式会社（以下「TC社」という。）に対して委託していた車両利用者に対するサービスであるT-Connectに関する個人データについて、TC社のクラウド環境の誤設定を起因としてサーバが公開状態に置かれたもので、平成25年から令和5年までの間、T-Connect利用者の車両から収集した車両の位置情報等が外部から閲覧できる状態にあり、個人情報の漏えいが発生したおそれがある事案となります。

また、本件と同様にTC社の別の車両通信サービスでありますG-Linkの情報も、クラウド環境の誤設定により漏えいのおそれが発覚しています。

次に、個人情報保護法上の問題点及び事業者による再発防止策です。トヨタ社におきましては、今般の事案に関し、法第23条の安全管理措置、法第25条の委託先の監督につきまして、不備が認められました。

以上の問題点につきましては、トヨタ社におきましても、再発防止策として、従業員教育の徹底、クラウド環境におけるセキュリティ対策、チェック体制の構築、また、委託先の監督につきましては、より実効性を高めるため、定期報告の回数やチェック項目の増加等、監督の強化を図ることとしております。

これらの再発防止策につきましては、おおむね必要な措置が講じられているものと思いますが、本件事案は、両クラウドシステムの構築時から約10年間にわたり当該クラウド環境の見直しが行われず、約230万人という大量の個人データが公開設定に置かれたという重大事案でありますことから、トヨタ社に対し、法第147条に基づく指導を行いたいと考えています。

また、本件事案につきましては、トヨタ社による大規模な漏えい等のおそれが生じたものでありまして、社会的関心も高い事案でありますことから、公表資料により、公表したいと考えています。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

御存じのように、トヨタ自動車は日本を代表するグローバル企業ですけれども、このような企業において個人情報の適切な安全管理が行われていなかったことというのは大変遺憾に思います。個人の位置情報については、一般的に、ある個人の位置情報のみでは個人情報に該当しないのですけれども、当委員会のガイドラインに記載されているとおり、個人に関する位置情報を時系列で蓄積する等で、特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当するため、適切な取扱いが求められます。

位置情報は、本人にとって利便性があるだけでなく、蓄積された場合にはマーケティングデータとしても有益であることから、利活用の促進が期待されているところであります。しかし、個人の行動履歴等が把握されることでプライバシー等の問題が生じてしまうことがあります。

そのため、このようなデータを取り扱う事業者に対し、情報の取扱いについて改めて注意喚起を行うことを検討していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会ホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 本件の概要から説明いたします。今回、次世代医療基盤法の医療情報取扱事業者である国立病院機構（以下「NH0」という。）と、そこに所属する宇都宮病院との間で適切な情報共有が行われていなかったことが原因で医療情報の提供に関する通知を実施していない患者の情報が認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）に漏えいした事案です。

なお、今回漏えいした未通知患者の医療情報は、25名分となっております。

本件の発生原因を説明いたします。NH0は患者番号を基に医療情報を抽出しております。この患者番号につきまして、当初、宇都宮病院では6桁で運用していたところ、患者数が増えたために8桁に変更を行いました。

しかし、この変更について、宇都宮病院とNH0との間で情報共有が行われなかったために、NH0はその後も6桁の患者番号による医療情報の抽出を継続してしまいました。その結果、本来抽出すべき患者番号と下6桁が一致する別の患者の医療情報がJ-MIMOに提供されてしまったというものです。

本件の個人情報保護法上の問題点は、2点あると考えております。

1点は、組織的安全管理措置の不備です。患者番号は個人データであるところ、宇都宮病院とNH0は桁数変更等の取扱いについて正しく情報共有を行っておりませんでした。また、この取扱状況について定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施するといった組織的安全管理措置が不十分でした。

もう1点は、技術的安全管理措置の不備です。本来抽出すべき患者番号と下6桁が一致する別の患者の医療情報がJ-MIMOに提供されたところ、未通知患者の医療情報が削除されていることをシステム上で確認する仕組みが構築されておりませんでした。

これらに対して、NH0は、それぞれ再発防止策を策定しております。

まず、組織的安全管理措置に関しては、患者番号の運用に変更があった場合には速やかに情報共有がされるよう、事務連絡や説明会において各病院に周知徹底をしております。

また、技術的安全管理措置に関しては、患者番号だけではなく、生年月日等の複数の情報と照合した上で医療情報を抽出するというシステムを導入しております。

最後に、対応方針について御説明します。

まず、さきに挙げた二つの再発防止策につきまして、組織的安全管理措置につきましては、周知徹底を行うのみでは現状不十分であると考えられることから、自ら行う点検又は他部署による監査を実施すること、また、これを定期的に行うことを求めたいと考えてお

ります。

また、技術的安全管理措置につきましては、策定された再発防止策を確実に実行し、さらに、システム導入後は、稼働状況を点検した上で、想定どおり未通知患者の医療情報が削除されていることを確認するよう指導したいと考えております。

これらの実施状況については8月31日までに報告を求めたいと考えております。

また、本件は個人情報保護法の特別法として制定された次世代医療基盤法に関わる事案であり、社会的関心も大きい事案であるため、公表資料の範囲で公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 御説明ありがとうございます。

次世代医療基盤法における医療情報取扱事業者による漏えい事案は昨年度に引き続いて2件目ということでございます。特に今般の事案の原因は組織内の連絡ミスによるところが非常に大きなものであったことが認められました。今一度、本件医療情報を取り扱う全ての関係者はより一層気を引き締めていただきたいと思います。引き続き、厳格な情報管理を行うことによって、制度の信頼回復に努めていただきたいと思います。

また、今回は医療情報取扱事業者による漏えい事案ではありますが、次世代医療基盤法の視点においては、認定匿名加工医療情報作成事業者には情報取得時の確認義務というものがありますので、彼らも本件を自らの問題として捉え、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3 「『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第

十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案』の意見募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題3について御説明いたします。

資料については、資料3-1として規則の改正案の意見募集について、資料3-2として規則の改正案とさせていただいております。

それでは、資料3-1から御説明いたします。

まず、大項目1に趣旨を記載しております。番号法においては、地方公共団体が個人番号を利用するために条例で定める事務のうち、同法別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を可能としております。

これを受けて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」において、条例で定める事務において情報連携が可能となる要件等を規定しております。地方公共団体は、この要件を満たし、当委員会に届出を行った事務について情報連携を行うことが可能となります。

今般、令和4年の地方分権改革に関する提案において、秋田市等から結婚新生活支援事業における所得証明書等の添付書類の提出が省略できるよう、情報連携の対象としてほしいといった要望がございました。こういった情報連携が可能な条例で定める事務の範囲の拡大に係る地方公共団体からの要望も踏まえ、国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等に資するため、個人情報保護委員会規則について所要の改正を行うことについて意見募集を行いたいと考えております。

次に、大項目2を御覧ください。改正内容案について記載しております。規則では、情報連携が可能となるために条例で定める事務が満たすべき要件の一つとして、条例で定める事務の趣旨又は目的が「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること」としております。

この要件について、「趣旨又は目的と同一であること」としているところ、「趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正を行うものです。この「趣旨又は目的が同一であること」については、「独自利用事務の情報連携に関する手引」において「対象者が原則として一致すること」等の基準を示しており、規則において「おおむね同一であること」と範囲が拡大することに併せ、当該手引の改正も行う予定です。

本日、資料3-2の規則の改正案について御了承いただけましたら、本委員会終了後から意見公募手続を実施する予定としております。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 規則改正案と独自利用事務の情報連携の利用拡大に関連してコメントを述べたいと思います。

今般の規則改正案は、国民にも地方公共団体にもメリットのある独自利用事務の情報連携の利用拡大に資するものと評価します。今後パブリックコメントに付して、広く国民の声を聞きながら、成案化していただきたいと思います。この規則改正案は、地方分権改革に関する提案の中で、地方公共団体より結婚新生活支援事業について情報連携できるよう要望があったことも踏まえたものですが、改正により当該事務の根拠となる法令の趣旨又は目的がおおむね同一である事務について、情報連携が可能となり、国民は所得証明書等の添付書類の提出を省略でき、地方公共団体においてもより多くの事務が効率化されることが期待できます。今後とも、国民及び地方公共団体のニーズを把握し、国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等、内容を吟味した上で、独自利用事務の情報連携の利用が一層促進されるために、必要な対応を行うことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案の内容にて意見募集手続を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。